



富士吉田市

子育て応援医療費助成事業



防衛省（調整交付金事業）の
補助金が充てられています

【対象者】

富士吉田市に住所があり、次に該当する0歳から18歳に達する日以降の最初の3月31日までの
お子さんの保護者のかたが対象となります。

《該当するお子さん》

- 1) 国民健康保険または各社会保険等に加入している方
- 2) 婚姻していない方
- 3) 就労により保護者等の扶養から外れていない方

富士吉田市	
子育て応援医療費助成金受給資格者証	
公費負担者番号	
受給者番号	
被保険者等記号・番号	
保険種別	
保険者番号	
保護者	住所
	氏名
子ども	氏名
生年月日	年月日生
有効期間	年月日から年月日まで
通院	年月日から年月日まで
入院	年月日から年月日まで
富士吉田市長	
交付年月日	年月日

《他に医療制度等を受給している場合》

次に該当する医療制度等を受給している方は、各制度が優先されます。

- 1) 生活保護による保護を受けている方
- 2) 児童福祉施設等に入所されている方
- 3) 重度心身障害者医療費助成を受けている方
- 4) ひとり親家庭等医療費助成を受けている方

窓口無料には
なりません

【助成の対象となる医療費】

入院及び通院の**保険診療一部負担金（自己負担分）**を助成します。

医科 (入・通院)	歯科 (入・通院)	調剤	接骨院	はり、灸 マッサージ	補装具	治療用眼鏡 (弱視・斜視)	入院時の食事 (療養費標準負担額)
○	○	○	○	○	○	○	○ ※9歳未満が対象 令和6年4月以降の 入院から

ただし、次の給付等がある場合には、その額を対象経費から控除します。

- 1) 国、県、市が負担して医療を給付するもの（育成医療、未熟児養育医療、小児慢性特定疾患治療など）
- 2) 各種健康保険の保険者等が負担するもの（各種附加給付、高額療養制度にかかるものなど）

※接骨院は窓口で一旦医療費を支払う施術所もあります。（その場合は裏面を参照）

【助成の対象とならない医療費】

- 1) 各種健康保険の適用とならないもの

非紹介患者 初診加算料	診断書料	予防接種代	薬の容器代	差額ベッド代 (個室代)
×	×	×	×	×

- 2) 交通事故などの第三者行為による診療

- 3) 園や学校の管理下でのケガ等で、独立行政法人日本スポーツ振興センター災害共済給付制度対象の場合

★★独立行政法人日本スポーツ振興センター災害共済給付制度の適用について★★

園や学校でのケガ等で、初診から治癒までの医療保険の対象となる医療費総額が5,000円以上（自己負担分3割の合計が1,500円以上（就学前は2割の合計が1,000円以上））のものについては、独立行政法人日本スポーツ振興センター災害共済給付制度の対象となります。医療費総額の1割が加算され4割（就学前は3割）が給付金として支払われますので、医療費の自己負担分を医療機関にて自費で支払っていただき、子どもが通園・通学している園・学校へ「日本スポーツ振興センター災害共済給付金の申請」をしてください。

（対象外の園・学校もありますので、まずは園・学校にお問合せください。）

園や学校内での
ケガの場合、
一旦、窓口で
お支払い
ください！

【助成の方法① 医療機関等の窓口で支払わない場合】

山梨県内の医療機関受診の場合（一部対象外の医療機関あり）、マイナ保険証（マイナンバーカード）または健康保険資格確認書と子育て応援医療費助成金受給資格者証（ピンク色の証）の両方を医療機関窓口に提示することにより、自己負担なしで受診できます。

※受給者証の提示がない場合、受給者証の内容に相違がある場合には、窓口無料にはなりません。

県内は、受給者証の提示で、

窓口無料!!

受診の度に必ず提示しましょう

【助成の方法② 医療機関等の窓口で支払う場合（償還払い）】

次の場合は、窓口無料になりません。自己負担分を医療機関の窓口でお支払いください。その後申請をすると助成されます。

- 1) 山梨県内の医療機関等の窓口で『子育て応援医療費助成金受給資格者証』を提示しない場合
- 2) 山梨県内の医療機関で、現物給付対象外の医療機関等で受診した場合
- 3) 山梨県外の医療機関受診の場合
- 4) 補装具・治療用眼鏡等の場合
- 5) 一部の国民健康保険組合に加入されている場合
(山梨県医師国保、全国歯科医師国保、全国土木建築国保、中央建設国保を除く)
- 6) **令和6年4月1日以降の入院に伴う食事療養費（食事代）の場合**

一旦支払った場合、
受診日の翌月から
申請を受付！

★ ★ ★ 医療費の申請方法 ★ ★ ★

【申請期間】受診日の翌月以降～2年間（例：R7.4月受診分は、R7.5月～R9.4月末までが申請期間です）

【持ち物】

- ・子育て応援医療費助成金支給申請書

（こども家庭センター窓口にあります。ホームページからダウンロードもできます）

- ・領収証（原本、コピー不可）
- ・「マイナ保険証※」または「資格確認書」 ※マイナンバーカードから保険情報を提示します。
- ・子育て応援医療費助成金受給資格者証（ピンク色の証）
- ・保護者名義の通帳（既に登録してある口座以外に振り込む場合）

【申請場所】こども家庭センター（子育て支援センター1階）

【助成金の支払】申請書を受付後、内容を審査し、申請の翌月に指定口座に振り込みます

【注意事項】申請書は、子ども一人につき「月ごと、医療機関ごと、通院、入院ごと」に記入してください。



【届け出が必要な場合】

- 1) 加入している健康保険が変わった時
- 2) 氏名、住所等が変わった時
- 3) 振り込み口座を変更したい時
- 4) 転出する時
- 5) 受給者証を紛失、破損した時

加入保険が変更になった時、
必ず届出!!
受給者証の内容が違うと、
窓口無料にはなりません
一旦お支払いください



【富士吉田市からのお願い】

- 1) ジェネリック医薬品を活用しましょう
- 2) 適正受診にご協力お願いします

～小児救急医療電話相談 #8000～夜間や休日、急な子どもの発熱や病気に困った時、#8000を活用しましょう

【利用時間】平 日：午後7時～翌朝7時 土曜日：午後3時～翌朝7時 休 日：午前9時～翌朝7時

【電話番号】携帯電話、短縮ダイヤル → #8000 ダイヤル回線 → 055-226-3369

【相談内容】子どもの急な病気（発熱、下痢、ひきつけなど）に関する相談を看護師が対応します

※電話が混み合いますので、慢性疾患や育児相談など、急を要しない相談はご遠慮ください

【問合せ】

富士吉田市役所 こども家庭センター（子育て支援センター1階）TEL (22) 1111 内線 564